

保育料（案）について

(1) 教育標準時間

階層区分	基準		月額負担額
第1階層	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0
第2階層	第1階層を除き、当該年度分の市町村民税非課税世帯		3,000
第3階層	第1階層及び第2階層を除き、当該年度分の市町村民税の所得割課税世帯であって、その所得割の額が次の区分に該当する世帯	77,101円未満	11,400
第4階層		77,101円以上 211,201円未満	15,800
第5階層		211,201円以上	21,000

(2) 保育標準時間、保育短時間

階層区分	基準	月額負担額				
		3歳以上児		3歳未満児		
		標準	短時間	標準	短時間	
第1階層	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0	0	
第2階層	第1階層を除き、当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,400	2,400	3,600	3,600	
第3階層	第1階層及び第2階層を除き、当該年度分の市町村民税課税世帯であって、その所得割の額が次の区分に該当する世帯	48,600円未満（市町村民税均等割の額のみ世帯を含む。）	11,000	10,800	13,000	12,700
第4階層		48,600円以上 97,000円未満	19,000	18,600	23,000	22,600
第5階層		97,000円以上 169,000円未満	24,000	23,500	32,000	31,400
第6階層		169,000円以上 301,000円未満	28,800	28,300	48,800	47,900
第7階層		301,000円以上 397,000円未満	29,200	28,700	64,000	62,900
第8階層		397,000円以上	29,500	29,000	73,600	72,300

富山市の保育料徴収基準額について

【教育標準時間（3歳以上児）】

私立幼稚園及び私立認定こども園			市立幼稚園及び市立認定こども園
階層区分 (国基準と同一設定)	推定年収 (国資料より)	保育料 基準額	保育料
第1 生活保護世帯等	—	0円	0円
第2 市町村民税非課税世帯 及び均等割の額のみの世帯	～270万円	3,000円	3,000円
第3 市町村民税所得割課税世帯 所得割額 77,100円以下	～360万円	11,400円	9,000円
第4 市町村民税所得割課税世帯 所得割額 77,101円以上 所得割額 211,200円以下	～680万円	15,800円	9,000円
第5 市町村民税所得割課税世帯 所得割額 211,201円以上	680万円～	21,000円	9,000円

<備考>

- ① 子ども・子育て支援新制度に移行しない私立幼稚園の保育料等につきましては、現行どおり、各施設が定めることとなります。
- ② 世帯の階層認定は、その保育を受けた子どもと同一世帯に属して生計を一にしている父母の課税額及びそれ以外の扶養義務者の課税額（家計の主宰者である扶養義務者の課税額に限る。）の合計額により行います。
- ③ 市町村民税所得割課税額を計算する際、調整控除以外の税額控除は適用されません。
- ④ 幼稚園年少から小学校3年までの範囲において、最年長の子どもから順に2人目は上記の半額もしくは半額以下、3人目以降については0円とします。
- ⑤ 第2階層に属している世帯のうち、母子（父子）世帯、在宅障害児（者）のいる世帯は0円とします。
- ⑥ 「推定年収」は夫婦（片働き）と子供2人世帯の場合のおおまかな目安です。（内閣府資料より抜粋）

市立幼稚園・市立認定こども園における一時預かり事業(幼稚園型)の取扱いについて

子ども・子育て支援新制度の開始に伴い、これまでの預かり保育は「一時預かり事業（幼稚園型）」となりますが、これまで同様下記のように運用（対象・時間・料金）を行います。

【一時預かり事業（幼稚園型）概要】（案）

対 象		在園児のみ
時間	月～金曜日	14:30～17:00
	長期休業期間中(夏季・冬季・年度末)	8:30～17:00
料金	日利用	1日 300円
	月利用	月額 3,500円

※休日（土曜、日曜、国民の祝日、年末年始）は実施されません。

※私立幼稚園・私立認定こども園の「一時預かり事業（幼稚園型）」及び従来の「預かり保育」については、施設ごとに実施概要（対象、実施日、実施時間、料金等）が決定されます。

【保育標準時間・保育短時間】

【3歳以上児】

現 行		
階層区分 (国基準と同一設定)	推定年収 (国資料より)	保育料 基準額
第1	生活保護世帯等	0円
第2	市町村民税 非課税 世帯	～ 260万円
第3	市町村民税 課税 世帯	～ 330万円
第4	所得税額 40,000円未満	～ 470万円
第5	所得税額 40,000円以上 103,000円未満	～ 640万円
第6	所得税額 103,000円以上 413,000円未満	～ 930万円
第7	所得税額 413,000円以上 734,000円未満	～1,130万円
第8	所得税額 734,000円以上	1,130万円～

平成27年度		
階層区分 (国基準と同一設定)	保育標準時間 (現行との差)	保育短時間 (標準時間との差)
生活保護世帯等	0円 (0円)	0円 (0円)
市町村民税非課税世帯	2,400円 (0円)	2,400円 (0円)
市町村民税所得割 48,600円未満	11,000円 (▲600円)	10,800円 (▲200円)
市町村民税所得割 48,600円以上 97,000円未満	19,000円 (▲2,600円)	18,600円 (▲400円)
市町村民税所得割 97,000円以上 169,000円未満	24,000円 (▲4,400円)	23,500円 (▲500円)
市町村民税所得割 169,000円以上 301,000円未満	28,800円 (0円)	28,300円 (▲500円)
市町村民税所得割 301,000円以上 397,000円未満	29,200円 (0円)	28,700円 (▲500円)
市町村民税所得割 397,000円以上	29,500円 (0円)	29,000円 (▲500円)

【3歳未満児】

現 行		
階層区分 (国基準と同一設定)	推定年収 (国資料より)	保育料 基準額
第1	生活保護世帯等	0円
第2	市町村民税 非課税 世帯	～ 260万円
第3	市町村民税 課税 世帯	～ 330万円
第4	所得税額 40,000円未満	～ 470万円
第5	所得税額 40,000円以上 103,000円未満	～ 640万円
第6	所得税額 103,000円以上 413,000円未満	～ 930万円
第7	所得税額 413,000円以上 734,000円未満	～1,130万円
第8	所得税額 734,000円以上	1,130万円～

平成27年度		
階層区分 (国基準と同一設定)	保育標準時間 (現行との差)	保育短時間 (標準時間との差)
生活保護世帯等	0円 (0円)	0円 (0円)
市町村民税非課税世帯	3,600円 (0円)	3,600円 (0円)
市町村民税所得割 48,600円未満	13,000円 (▲700円)	12,700円 (▲300円)
市町村民税所得割 48,600円以上 97,000円未満	23,000円 (▲1,000円)	22,600円 (▲400円)
市町村民税所得割 97,000円以上 169,000円未満	32,000円 (▲3,600円)	31,400円 (▲600円)
市町村民税所得割 169,000円以上 301,000円未満	48,800円 (0円)	47,900円 (▲900円)
市町村民税所得割 301,000円以上 397,000円未満	64,000円 (0円)	62,900円 (▲1,100円)
市町村民税所得割 397,000円以上	73,600円 (0円)	72,300円 (▲1,300円)

<備考>

- ① 子ども・子育て支援新制度においては、保育料の算定基準が所得税から市町村民税に変更されます。
- ② 保育標準時間認定児童の保育料については、現行の利用者負担水準を基礎とし、第3～5階層については、軽減を行いました。
- ③ 保育短時間認定児童の保育料については、国の基準額に準拠し、保育標準時間認定児童の▲1.7%を基本に設定しています。
- ④ 多子軽減については、富山市における現行の制度を引き継ぐこととしています。
- ⑤ 推定年収は夫婦（妻はパートタイム労働程度を想定（所得税が非課税となる程度の収入））と子供2人世帯のおおまかな目安です。（内閣府資料より抜粋）
- ⑥ 福祉保育所（へき地保育所）は別に定めます。
- ⑦ 延長保育料、一時保育料は別に定めます。

市立保育所における延長保育料の取扱いについて

平成27年4月からはじまる、子ども・子育て支援新制度では保育必要量について2区分（保育標準時間・保育短時間）の認定が制度化されたことから、延長保育料について制度に対応した料金設定を行います。

<旧延長保育実施保育所（最大12時間保育）>

7:00				18:00	19:00
保育標準時間（11時間）					④区分
7:00	8:30			16:30	18:00 19:00
①区分	保育短時間（8時間）		③区分	④区分	

<旧延長保育実施保育所（最大10時間30分保育）>

7:30				18:00
保育標準時間（10時間30分）				
7:30	8:30			16:30 18:00
②区分	保育短時間（8時間）		③区分	

【延長保育料（案）】

時間帯		料金
①区分	7:00～8:30	月額5,000円又は1回300円
②区分	7:30～8:30	月額3,500円又は1回200円
③区分	16:30～18:00	月額5,000円又は1回300円
④区分	18:00～19:00	月額5,000円又は1回300円（現行どおり）

※旧延長保育実施保育所では、②区分の延長保育は設定していません。

旧延長保育実施保育所 （12時間開所）	清水、愛宕、柳町、石金、双葉、西田地方、雲雀ヶ丘、新庄、堀川、呉羽、太田、稲荷元町、月岡、豊田、大沢野西部、大久保、大山中央、八尾、福島、婦中熊野、古里、山田、ほそいり
旧延長保育未実施保育所 （10時間30分開所）	和合、岩瀬、老田、長岡、寒江、古沢、池多、三郷、水橋西部、上条、水橋東部、浜黒崎、笹津、船峠、黒瀬谷、朝日、宮川、音川

※私立施設については、施設ごとに延長保育料が決定されます。

市立保育所における一時保育料の取扱いについて

子ども・子育て支援新制度の開始後も、一時保育については、現行どおりの運用（時間・料金）を行います。

【一時保育料（案）】

時間帯	料金
① 8:30～16:30のうち4時間以内	1回1,500円
② 8:30～16:30	1回3,000円

一時保育実施保育所	柳町、石金、西田地方、雲雀ヶ丘、新庄、呉羽、三郷、浜黒崎、笹津、大久保、大山中央、福島、婦中熊野、山田、ほそいり
-----------	--

※私立施設については、施設ごとに一時保育料が決定されます。